

(別紙)

(仮称) 勇知風力発電事業環境影響評価準備書に係る知事意見

1 総括的事項

(1) 本事業は、国が「特定風力集中整備地区」に特定した道北地域に計画され、送電網整備実証事業により新たに整備される送電網に連系することを前提とし、同一事業者により稚内市及び天塩郡豊富町において計画され、同時に準備書の提出があつた7箇所の風力発電事業のうちの一つである。

本事業を含め、7事業の総出力は最大803,400kWであり、約8,200haの対象事業実施区域に約230基もの風力発電設備を設置する大規模な風力発電事業となつてゐる。

このほか、7事業の近傍などでは、同一事業者や他事業者による事業計画も進められており、道北地域には風力発電事業の計画が多数集積している現状にある。

(2) 本事業は、稚内市街地の南の日本海側に面する丘陵地に広がる約1,363haの対象事業実施区域に、総出力158,400kW(単機出力3,000kW級の風力発電機を44基)の発電所を設置する計画となつてゐる。

また、同時に提出された6事業の他に、区域に隣接して、他事業者の風力発電事業の計画が進められている。

(3) 対象事業実施区域の南東側には小中学校や診療所を含む勇知の市街地が近接し、また、区域の周囲に住宅が点在しており、元来、静穏な地域であることから、本事業の実施により、騒音による生活環境への影響が懸念される。

また、区域及びその周辺は、ハクチョウ類や海ワシ類の春の渡りの経路に位置しているとともに、区域の近傍ではオジロワシの営巣木が確認されているほか、区域の南東に位置する上サロベツ原野では、国の特別天然記念物であるタンチョウの繁殖が確認されており、これら鳥類の渡りや繁殖等への著しい影響が懸念される。

さらに、区域内の土地の改変予定地内のほとんどを特定植物群落である「稚内～抜海丘陵ササ草原」が占めているとともに、区域の西側に近接する特定植物群落である「勇知のミズナラ林」と同様のミズナラ群落が区域内の北側に含まれているほか、重要な植物の生育が確認されており、重要な群落及び重要な植物への影響が懸念される。

なお、環境影響評価項目の一部について、本事業を含む7箇所の風力発電事業及び区域に隣接して計画されている他事業との累積的な影響も懸念される。

(4) 本準備書は、環境影響評価項目全般に渡り、環境影響は実行可能な範囲内で低減が図られているものと評価しているが、調査の内容や手法に適切さを欠いているなど不備が多く見られ、また、予測の前提となる環境保全措置に係る説明が不足し、予測及び評価の妥当性を判断できない項目や、予測及び評価に係る科学的根拠が示されていない項目もあり、不十分な内容となっている。

(5) 以上のことから、今後の手続きに当たっては、事業者は、2の個別的事項の内容を踏まえ、適切な調査、予測及び評価を行うとともに、重大な環境影響を及ぼすおそれがある場合は、風力発電設備の基数の削減を含む配置の見直し、時期や時間帯に応じた稼働制限等、影響の回避又は低減を図るための環境保全措置を講ずること。特に、希少な鳥類への著しい影響が予測される風力発電設備については、その設置の見直し又は配置の変更を検討すること。

また、評価書の作成に当たっては、予測及び評価の根拠及び環境保全措置の検討経過を遺漏なく具体的に記載するとともに、希少猛禽類の飛翔図については、予め所管部署と協議を行うなどして、営巣場所の特定につながるなど希少種の保全に支障が生じる場合を除き調査結果を公開し、一般に分かり易い図書となるよう努めること。

(6) 本準備書については、縦覧期間は終了しているものの、住民等との相互理解の促進などの観点から、評価書の縦覧期間が終了するまで、事業者のホームページに掲載するなど、継続した公表に努めること。

2 個別的事項

(1) 騒音及び超低周波音

夜間における施設稼働に伴う騒音の将来予測では、現況値を6dB増加している地点がある上、勇知市街地では自ら設定した目標値を超過し、生活環境への影響が強く懸念されるにもかかわらず、影響の評価は自ら設定した目標値との比較に止まっている。

このため、風車騒音の人への影響に関する国内外の最新の知見における下限値を目安として、適切に予測及び評価を行った上で、風力発電設備の配置の見直しなど必要な環境保全措置を講ずるとともに、事後調査を適切な頻度及び手法で実施し、重大な影響が確認された場合は、稼働停止等の追加的な環境保全措置を講ずること。

(2) 風車の影

シャドーフリッカーにより、住居35軒が年間最大30時間以上影響を受け、そのうち、住居24軒が日最大30分以上影響を受けることから、影響が及ぶ時間帯に応じて稼働停止を検討するなど、適切な環境保全措置を講ずること。

(3) 動物

ア 対象事業実施区域の近傍では、オジロワシの営巣が確認されており、繁殖個体の高利用域及び最大行動圏の範囲が区域に含まれているが、採餌行動との関連が明らかにされておらず、繁殖及び個体への重大な影響が少ないとする具体的な根拠が示されていない。

また、渡り鳥の経路について、累積的な影響による水平方向への迂回や渡りの経路の変化はわずかで、年間衝突回数も変化しないと予測しているが、移動経路

の変化の予測を模式図により行っており、渡りの経路が確保され、主要な渡りの中継地への移動も分断されることはないと評価する具体的な根拠が示されていないほか、ハクチョウ類については、クッチャロ湖からサロベツ原野を中継地として北上する春の移動経路への影響についても調査がされていない。

このため、風力発電設備がオジロワシの繁殖個体の採餌行動を阻害しない根拠や、渡りの経路を分断しない根拠をメッシュ図上で明らかにするための必要な調査を行った上で、風力発電設備の配置の見直しを行い、鳥類への重大な影響を回避又は低減するため、鳥類への視認性を高める措置を講じてもなお、重大な影響が生じるおそれがある場合は、稼働制限を含む追加的な環境保全措置を講ずること。

なお、今後の調査や工事の実施に当たっては、オジロワシの繁殖への影響がないよう十分に配慮すること。

イ タンチョウについては、繁殖状況及び越冬地への移動や今後の移動分散の状況を的確に把握する必要がある。

このため、繁殖状況を的確に把握し、繁殖及び個体に及ぼす影響について適切に予測及び評価を行い、重大な影響が生じるおそれがある場合は、必要に応じて環境保全措置を講ずること。

ウ バードストライク等による影響が強く懸念されるが、事業者は、年間衝突回数の程度にかかわらず、風力発電設備の間隔が保たれており、迂回可能な空間が確保されていることから、鳥類のブレード等への接近・接触が生じる可能性は低いと評価している。

しかしながら、年間衝突回数の比較検討がされていない上、衝突回数の予測結果に応じた空間確保の考え方が示されておらず、根拠として適当ではない。

このため、複数モデルにより衝突回数の比較検討を行うなど適切な手法で調査、予測及び評価を行うとともに、風力発電設備の平均的な稼働年数を踏まえた年間衝突回数についての評価結果も併せ、空間確保との関連を具体的に検討した上で、風力発電設備の配置の見直しに当たり、どのように反映したのか明らかにすること。

エ 鳥類の衝突に係る事後調査については、その手法に科学的根拠が見受けられず、適切に実施されることが確認できることから、専門家等の意見を聴取した上で、十分な頻度及び適切な手法により実施すること。

また、バードストライクの影響が確認された場合は、稼働制限を含む環境保全措置の実施について検討すること。

オ コウモリ類については、風力発電設備への接近・衝突が懸念されることから、適切な事後調査を実施し、影響が確認された場合は、稼働制限を含む環境保全措置の実施を検討すること。

(4) 植物

ア 特定植物群落である植生自然度が高いチマキザザ群落及びミズナラ群落については、土地の改変による影響を回避するため、方法書の対象事業実施区域から除

外する修正を行っているが、本準備書において、特に、区域から除外すべき植生自然度の高いササ群落と除外しないササ群落の区分けについて科学的根拠が明らかにされておらず、区域の見直しの方針が明確にされていない。

このため、評価書では、土地の改変予定地内のササ群落がチマキザサ群落に当たらない科学的根拠を明らかにし、同種及び同種を含む複数種が混在する場合は、原則、土地の改変予定区域から除外すること。

なお、やむを得ず改変を伴う際に移植等の代償措置を行う場合は、専門家の指導のもとで実施し、適切な期間の事後調査を実施すること。

イ 改変予定区域内において、重要な植物であるホソバツルリンドウの生育が確認されていることから、改変場所の見直しにより、植物への影響を回避又は低減すること。

なお、やむを得ず改変を伴う場合は、専門家の指導のもとで、生育地と同様の環境下で移植を行い、種に応じた適切な期間の事後調査を実施すること。

ウ 土地の改変予定地の近傍において、北海道生物の多様性の保全等に関する条例の指定外来種であるフランスギクの生育が確認されたことから、工事の実施に伴い、指定外来種の拡散を防止するための適切な環境保全措置を行うこと。

(5) 生態系

ア 上位性注目種としてキタキツネを選定しているが、この種は人間の生活圏の中で生活できる特殊なタイプであり、上位性注目種として選定することは適當とはいえない。

また、キタキツネ及び典型性注目種のカラ類の生息環境好適性の推定に採用したモデルの適合度が低い又は中程度であり、その結果に基づく予測及び評価が十分な精度を有しているとはいえない。

さらに、全ての注目種への影響の予測にあたり、調査範囲内における改変部分の面積の割合、すなわち改変率を根拠として影響は小さいとしているが、改変率には影響の程度に関する基準が存在しないことから、その予測は合理的な根拠を有していない。

以上のことから、生態系に対する影響の予測及び評価の結果が十分に信頼できるものとなっていないため、適當な上位性注目種を選定するとともに、十分に適合度が高いモデルを採用した予測及び評価を再度実施し、その検討過程を分かり易く記載するなど、信頼性の高い予測及び評価に努めること。

イ 上位性注目種として選定したオジロワシについて、モデルにより営巣環境好適性指数を算出しているが、同指数が高い地域は潜在的な営巣地と考えられることから、それらの地域周辺の風力発電設備については、風力発電設備の配置の見直しを含めた環境保全措置を検討すること。

(6) 景観

ア 宗谷ふれあい公園展望台からの眺望については展望台の柱に遮られ、兜沼公園からの眺望については景観資源である兜沼が確認できないなど、フォトモンター

ジュ法による風力発電設備の建設前と建設後との比較が不適切であることから、眺望点の位置を変更し、現況との比較検討を適切に行うこと。

- イ こうほねの家・浜勇知園地及びオロロンライン駐車帯から丘陵地を眺望した場合に視認できる風力発電設備については、丘陵地景観に配慮した配置の見直しなどの環境保全措置を検討すること。
- ウ 対象事業実施区域の近傍の住居等については、日常生活において、風力発電設備が視野に入ることによる圧迫感などの影響が懸念されるため、住居等から見た場合の景観への影響を適切に調査、予測及び評価を行い、重大な影響が生じるおそれがある場合は、風力発電設備の配置の見直しなどの環境保全措置を検討すること。

(7) 累積的影響

騒音やバードストライクなどについて、対象事業実施区域に隣接して計画が進められている他事業者の風力発電事業との累積的な影響が懸念されるため、公表されている環境影響評価図書に記載された情報を入手するなどして、累積的な影響の予測及び評価を行うこと。

その結果、重大な環境影響が生じると予測された場合は、関係する事業者と共同して環境保全措置を講ずるなどして環境影響の回避又は低減に努めること。

(8) その他

対象事業実施区域の大部分が、「稚内市風力発電施設建設ガイドライン」の自然保護等から建設が好ましくない場所に該当することから、稚内市と十分に協議を行い、同市が遵守事項として定める環境保全に配慮した事業計画となるよう努めること。